

令和3年1月26日

各医療機関（病院，診療所，歯科診療所）の管理者 様

旭川市保健所長

新型コロナウイルス感染症による院内感染防止対策について

貴院におかれましては，日頃から新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて，種々ご尽力頂いておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて，医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応については，これまでも，その留意点等についてお知らせしているところですが，現在，医療施設や福祉施設をはじめとした大規模な集団感染が発生している状況にあることから，次の留意事項について改めてご確認いただき，医療関係者の市中感染や医療関係者間での感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

また，厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から，院内感染時の対応策として，「院内感染の早期収束と入院・外来機能への影響の最小化」の通知（令和2年12月25日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療体制確保について」）がされておりますので，本資料を参考に改めて貴院での院内感染防止対策が適切に図られますよう，お願いいたします。

【留意事項】

- 1．日常生活において集団での会食や高リスクな環境（3密）を避けるなど，自らが感染しないよう意識すること
- 2．院内では，出来る限り共用物を減らし，事務室や休憩室等では3密を避けるとともに，こまめに消毒や換気を行うこと
- 3．各医療機関は，職員の健康観察を行い，発熱や呼吸器症状を呈した職員を確認した場合には，休暇を取得させるなど，必要な対応を行うとともに，医療関係者も自身の健康管理に特に注意を行うこと

旭川市保健所
担当：医務薬務課 TEL 0166-25-9815